

5. 実現化方策

5-1 実現化に向けた課題

① 平戸市全体の活力の回復に向けた取り組み

「平戸市都市計画マスタープラン」においては、市全体のまちづくりに「都市」がどのような役割を果たすことができるかという視点に基づき、全体構想の冒頭において市全体の地域構成のあり方についての検討を行いました。

その中で、本市では人口の減少傾向をはじめとして地域の活力が低下しており、これを維持、回復させていくことが市全体の基本的な課題であるとの認識から、市全体の地域構成の方針として「基礎生活圏」の確立と「地域連携軸」、「生活連携軸」の形成を基本的な方向としました。

この実現を図っていくためには、次の②、③に述べるように、市民の自主的な参画と都市計画制度に留まらない都市づくり関連施策を幅広く活用しながら取り組んでいくことが必要です。

② 市民が参画する都市づくりの仕組みの構築

都市づくりに対する市民の要望や意識は、多様化、複雑化するとともに自ら都市づくりの担い手として積極的に参加するという機運も高まっています。

行政においては、厳しい財政事情の中で都市づくりに取り組んでいくため、施策課題ごとの優先性や整備効果などを踏まえることに加え、市民の参画をいかに図るかが課題となっています。

都市計画マスタープランの実現化にあたっては、地域住民が身近な環境について改めて見つめなおし、自ら改善などに取り組んでいく動きを促進し、また行政はこれを支援する仕組みづくりを行うことが必要です。

③ さまざまな都市づくり制度の効果的な活用

市全体および都市計画区域において、課題の解決に向けた取り組みを行う上では、農林水産業や商工業の関連制度、住宅関連制度、環境関連制度など都市計画制度以外の制度と連携して効果的な活用を行うことが必要です。

このため、「平戸市総合計画」に即しながら、企画、農林業、水産業、商工業、医療福祉、教育などの諸分野と調整・連携しながら推進することが必要です。

5-2 平戸市全体の地域整備の実現化方策

5-2および5-3では、全体構想において方向づけた主要施策を実現していくための取り組みの方針および取り組みのスケジュールを示しています。

取り組みのスケジュールにおける期間は、以下の区分を想定しています。

- 「短期」：概ね5年以内
- 「中期」：概ね5年から10年
- 「長期」：概ね10年から20年

主要施策	概要	具体的な取り組み	取り組みのスケジュール		
			短期	中期	長期
基礎生活圏の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね中学校区程度を単位に、医療、福祉、教育、防災、小売商業など、日常的な生活が一定程度完結できる圏域の形成 ・ 不足機能の確保や既存公共公益施設の複合利用など既存ストックの有効活用 ・ 地域産業の振興や集落環境の整備など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不足機能の確保に向けて関係部局の連携による既存ストックの活用など 	→	→	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の自主的な地域づくり活動に対する支援 (やらんば会議およびその関連事業、ひらど生き活きまちづくり事業、美しいまちづくり支援事業、地域総合整備資金貸付制度などの持続的な活用) 	→	→	→
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業、漁業、商工業などの施策における関連制度の活用など 	→	→	→
地域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西九州自動車道などとの連携機能や基礎生活圏間を結ぶ市内の動脈としての役割を担う道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (主)平戸田平線(田平工区)および市道山中紐差線の整備改良の促進 	→		
生活連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎生活圏内の主要集落と地域連携軸を結ぶ役割を担う道路の整備 ・ 日常的な市民の生活行動や災害時の防災活動などを支える役割を担う道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連する国・県道の整備改良の促進 	→	→	→
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道堤線、市道神宮坂口線など市道の重点的な整備改良の推進 	→	→	→

※ ひとつの事業で完結する場合にはひとつの矢印で表示

※ 複数の事業により継続的に取り組む場合については、複数の矢印で表示

5-3 都市計画区域の地域整備の実現化方策

① 土地利用

主要施策	概要	具体的な取り組み	取り組みのスケジュール		
			短期	中期	長期
拠点市街地の形成	・城下旧町一帯における街なみ環境整備に沿った都市づくりの推進	・街なみ環境整備事業による修景整備事業、道路美化、電線地中化などの集中的な取り組み	→		
住宅市街地の形成と保全	・城下旧町以外の用途地域における良好な住宅市街地の形成	・公共賃貸住宅供給など公的住宅などの供給	→		
		・景観条例や地区計画制度の活用	→		
集落地の環境改善	・密集集落地の環境整備（狭い道路整備、集落広場の整備、良質な家屋への建て替えなど）	・地区計画制度の活用	→		
		・農山漁村活性化プロジェクトや漁業集落環境整備事業など農林水産業関連施策の活用	→		
緑地の保全	・良好な農地や山林の維持・保全	・市民による維持活動の促進や支援	→		
		・開発許可制度やその他の土地利用関連制度の活用	→		
産業用地の確保	・産業立地の受け皿としての用地の確保	・都市計画区域の拡大	→		
		・地区計画制度の活用	→		
空き地・空き家への対応	・空き家への入居斡旋や空き地の広場への利用など活用制度の確立	・老朽危険空き家除却事業制度の活用や空き地・空き家情報の収集およびその活用計画の整備	→		
都市計画区域の見直し	・江迎都市計画区域を含め、現都市計画区域のあり方の検討	・都市計画区域の検討・協議	→		

② 交通

主要施策	概要	具体的な取り組み	取り組みのスケジュール		
			短期	中期	長期
地域幹線道路の整備	・対象路線の危険箇所、幅員不足、カーブなどの改良 ・歩道設置やユニバーサルデザイン化	・国道383号、同204号、(主)平戸田平線(田平工区を含む)の整備改良の促進	→		
		・市道山中紐差線の重点的な改良の推進	→		
生活幹線道路の整備	同上	・上記以外の県道や主要な市道の整備改良の促進	→		
生活道路の整備	・市街地内や集落地内道路などの幅員確保や歩道の設置、ユニバーサルデザイン化など特性に応じた整備	・街なみ環境整備事業などの活用による社会資本の計画的・段階的な改良	→		

1 平戸市都市計画マスタープランについて

2 平戸市都市づくりの主要課題

3 全体構想

4 地域別構想

5 実現化方策

公共交通の確保	・高齢者をはじめとする市民の日常生活行動の足の確保や中心市街地における足の確保	・バス運行システムの一層の利便性向上	→→→→
		・都市再生整備計画などによる整備	→
港湾・漁港の整備	・港湾、漁港の機能の充実 ・個性ある水辺としての整備	・漁港、港湾関連制度の活用	→→→→

③ 市街地・住環境の整備

主要施策	概要	具体的な取り組み	取り組みのスケジュール		
			短期	中期	長期
中心市街地の機能の高度化	・中心市街地の総合的整備 ・観光拠点としての整備	・街なみ環境整備などとその関連事業	→		
		・観光活性化支援事業やまちなか活性化推進事業などのソフト事業を含む観光関連施策の推進	→→→→		
密集市街地および集落地の保全と改善	・本市の特性に対応した市街地や集落地の改善 ・空地 <small>くうち</small> の確保や緑化による延焼防止機能の向上	・空き地や空き家の効果的な活用	→→→→		
		・地区計画制度の活用	→→→		
公営住宅の供給	・人口活力の回復に向けた戦略的な公営住宅の活用 ・良質な借家の供給	・公営住宅長寿命化計画に即した既存公営住宅の活用や特定公共賃貸住宅、特定優良賃貸住宅などの促進	→→→→		

④ 自然環境の保全・景観の形成・公園緑地の整備

主要施策	概要	具体的な取り組み	取り組みのスケジュール		
			短期	中期	長期
自然環境の保全	・市民の自発的な農地や山林の維持保全活動の促進 ・土地利用関連制度に基づく保全 ・耕作放棄地や放置山林などの有効な活用	・生き活きまちづくり事業や耕作放棄地対策事業などの活用による市民活動の促進	→→→→		
		・農振法、森林法、自然公園法などの活用	→→→→		
景観の形成	・景観計画に沿った良好な景観の形成 ・市街地からの良好な眺望の保全	・景観計画制度の活用促進	→→→→		
公園緑地の整備	・広場の整備、維持管理など多様な方法による確保 ・中心市街地における休憩広場の確保	・地区計画制度の活用	→→→→		
		・まちかど公園制度など本市のまちづくり制度の活用	→→→→		
		・街なみ環境整備などの促進	→		

⑤ 地域防災

主要施策	概要	具体的な取り組み	取り組みのスケジュール		
			短期	中期	長期
総合的な防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に即した予防、緊急、復旧の各対策 ・きめ細かい防災対策 	・地域防災計画の充実	→	→	→
		・ハザードマップなどの作成と活用	→	→	→
危険箇所の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり、急傾斜、高潮などの危険箇所の対策 	・危険箇所解消に向けた整備の推進	→	→	→
防災基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い道路や情報ネットワークの構築・保全 	・地域幹線道路、生活幹線道路の整備	→	→	→
密集市街地および集落地の保全と改善(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の特性に対応した市街地や集落地の改善 ・空地<small>くうち</small>の確保や緑化による延焼防止機能の向上 	・空き地や空き家の活用	→	→	→
		・地区計画制度の活用	→	→	→

⑥ その他の都市施設の整備

主要施策	概要	具体的な取り組み	取り組みのスケジュール		
			短期	中期	長期
下水道・排水処理	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置促進 	・普及に向けた制度の促進	→	→	→
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な水道水の確保 	・既存施設の保全	→	→	→
河川・都市下水路	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の水害防止に向けた雨水排水対策 	・開発許可制度の活用による雨水排水対策	→	→	→

⑦ その他の都市づくり(全市対象)

主要施策	概要	具体的な取り組み	取り組みのスケジュール		
			短期	中期	長期
第一次産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化や付加価値の向上に向けた対策 	・取り組み農家や漁業者の拡大のため、普及と支援制度の活用・拡充	→	→	→
観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の観光拠点としての整備(ネットワーク、駐車場など) ・ソフト面の対応(情報発信、事業者の意識啓発等) 	・都市再生整備計画などの推進	→	→	→
		・観光活性化支援事業など観光関連制度の活用	→	→	→
ICT環境の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・超高速ブロードバンド利用環境の整備 ・本市の情報発信 	・情報通信利用環境整備推進事業など国、県の施策の促進	→	→	→
		・観光プロモーション事業との連携	→	→	→
再生可能エネルギーの普及	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光、風力やバイオマス発電など地域特性に対応した再生可能エネルギーの活用 	・施設設置の支援	→	→	→

5-4 地域別構想の地域整備の実現化方策

地域別構想における地域整備の実現に向けては、地域固有の課題や整備方針に対して、総合的・重点的に取り組むことがそれぞれの地域の活性化や暮らしやすさに寄与することができるという考え方から、市民とともに都市づくりに取り組むための仕組みづくりを中心に進めます。

地域	主要施策	概要	具体的な取り組み	取り組みのスケジュール		
				短期	中期	長期
平戸地域	中心市街地(城下旧町など)の拠点整備(再掲)	・中心市街地の総合的整備	・街なみ環境整備などその関連事業	→		
		・観光拠点としての整備	・観光活性化支援事業やまちなか活性化推進事業などのソフト事業を含む観光関連施策の推進	→	→	→
	丘陵地(用途地域内)の市街地整備	・良好な住宅市街地の形成 ・良質な住宅の供給 ・地区を縦貫する道路の検討	・地区計画や景観計画の活用 ・住宅供給の公的支援 ・新規道路の検討	→	→	→
中野地域	丸山公園周辺観光レクリエーションゾーンの形成	・鄭成功生家再現にあわせた周辺を含む総合的な観光レクリエーションゾーン形成事業	・市民とともに取り組む整備の手順の例 ①住民とともに都市づくり方針を検討 ↓ ②優先度や取り組みやすさなどにより事業順位を評価 ↓ ③諸制度を総合的に活用した事業実施と住民参加による維持管理 ↓ ④効果の検証や第二期事業の取り組み			
津吉地域	津吉中心ゾーンの形成	・住民が日常的に集まる場の形成に向けて市道津吉中央線や国道383号などの整備		→	→	→
田平地域	田平港周辺整備	・田平港からたびら平戸口駅一帯の良好な市街地空間形成に向けた整備				
	(主)平戸田平線(田平工区)周辺の土地利用対策	・道路整備による変化を適正に受け止めるための総合的対策	・道路整備による変化を想定した土地利用計画の策定 ・都市計画区域の拡大 ・地区計画制度の活用	→	→	→

5-5 本市の都市計画区域に関する今後の方向

本市に指定されている複数の都市計画区域に関しては、各区域の特性を踏まえて今後の方向について検討を進めます。

なお、検討に際しては、決定権者である県の担当部局と十分調整しながら進めます。

- 隣接する『平戸都市計画区域』と『田平都市計画区域』について、一体的に整備、開発及び保全を行うために統合についての検討を行います。
- 『平戸都市計画区域津吉地区』について地理的には飛び地の状況にあり、また都市計画道路が廃止されたことから区域指定の効果が少なくなったことを踏まえ、今後のあり方についての検討を行います。
- 『江迎都市計画区域』の平戸市部分について佐世保市部分との都市的一体性、都市計画施策の連続性と一体性、住民の意向などを踏まえて、今後の指定のあり方についての検討を行います。
- 現在の『平戸都市計画区域』と『田平都市計画区域』に隣接する区域外の地区に関して、土地利用動向や地形等の一体性、必要性を踏まえて、区域に含めるかどうかについての検討を行います。